

令和 8 年 度
(令和7年度対象)

教育委員会活動の点検・評価報告書

令和8年9月

奄美市教育委員会

目 次

Ⅰ 教育行政評価制度の概要等について・・・・・・・・・・	1
------------------------------	---

Ⅱ 令和8年度（令和7年度対象）教育行政の点検・評価

1 教 育 総 務 課 ・・・・・・・・	3
2 学 校 教 育 課 ・・・・・・・・	6
3 学校給食センター ・・・・・・・・	10
4 学び・スポーツ推進課 ・・・・・・・・	12
5 文 化 財 課 ・・・・・・・・	17

Ⅲ 参考資料

奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱・・・・・・・・	21
奄美市教育行政評価会議設置要領・・・・・・・・・・	23

Ⅳ （別冊）事務事業自己点検・評価シート

I 教育行政評価制度の概要等について

1 制度の概要について

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され（平成 20 年 4 月 1 日施行）、教育委員会においては毎年、その教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定された。

奄美市教育委員会では、同法の規定に基づき、「教育委員会活動の点検・評価」（以下「点検・評価」という。）を実施し、報告書にまとめた。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規程により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 奄美市教育委員会の点検・評価の実施方針について

奄美市教育委員会においては、毎年度その前年度に実施した事務事業の内容について、奄美市の教育の各課重点施策を基本に、評価項目を分類、事務事業自己点検・評価シートを作成し、教育委員会事務局内部で評価を実施した後、教育に関し学識経験を有する 6 名で組織する外部評価委員会を開催し、点検・評価実施

後に、報告書を取りまとめる。９月以降の定例教育委員会での議決を経て、議会へ提出する。

また、報告書は奄美市のホームページ等を活用して市民への公表を行うこととする。

３ 評価点数結果及び各課の評価項目件数について

評価項目の合計評価点数は平均 4.5 点、奄美市教育振興計画に基づく取組みの着実な実施のため具体的施策を展開した。

評価項目は、教育総務課 9 項目、学校教育課 10 項目、学校給食センター 7 項目、学び・スポーツ推進課 17 項目、文化財課 7 項目、合計 50 項目である。

４ 評価点数について

評価点数は５段階評価とし、以下のとおりとする。

評価	評価の基準	目標等達成の目安
５	目標を十分に達成し、期待以上の成果が得られた。	８割～１０割
４	目標を概ね達成し、ほぼ期待どおりの成果が得られた。	６割～８割
３	目標を半分以上達成し、ある程度の成果が得られた。	４割～６割
２	目標をあまり達成できず、成果が少なかった。	２割～４割
１	目標をほとんど達成できず、成果がなかった。	０割～２割

Ⅱ 教育委員会事務局の点検・評価結果

1 教育総務課

(1) 担当課による自己点検

教育総務課では、令和7年度末をもって計画期間が満了する「教育振興基本計画」及び「教育大綱」の改定に向け、年度当初から関係課との調整を進め、今後5年間の本市教育行政の基本方針となる計画を策定した。

また、安全・安心な学校づくりを推進するため、「学校施設等長寿命化計画」に基づき、各学校の施設・設備の整備や、学校運営に支障を来す箇所の修繕を実施し、児童生徒が安心して学ぶことのできる快適な教育環境の確保に努めた。

「ふるさと創生人材育成基金奨学金事業」及び「高校生遠距離通学補助事業」については、支援を必要とする世帯に対して適切に制度を運用し、経済的事情等によって子どもたちの修学機会や学習環境が損なわれることのないよう取り組んだ。

これらの取組の結果、令和7年度は2つの新規事業に着手するとともに、前年度と比較して3項目の施策において評価が向上した。総じて、各事業は概ね計画どおりに実施できたものと評価する。一方、学校施設の今後の整備方針や奨学金返還金の債権管理など、引き続き検討・改善を要する課題もあることから、関係部署との連携を一層強化し、各施策の着実な推進を図る必要がある。

(2) 各事業の主な成果と課題

ア 学校施設整備事業

学校施設整備事業については、「学校施設等長寿命化計画」に基づき、前年度からの繰越事業を含め、計画的に施設整備を実施し、学校の教育環境の改善を図ることができた。一方、屋内運動場への空調設備の整備、学校プールの今後の利用の在り方及び教職員住宅の整備方針については、具体的な方向性の決定に至っておらず、今後の

課題となっている。

学校施設の整備には多額の財政負担を伴うことから、施設の老朽化の状況、整備の必要性及び優先順位を精査するとともに、施設の集約化等も視野に入れ、関係部署との協議を進めながら、中長期的な観点から効率的かつ効果的な整備方針を検討する必要がある。

イ 包括管理制度

包括管理制度の実施に向けては、所管部署である公共施設マネジメント推進室と綿密な協議を重ね、令和8年度からの新たな包括管理制度の導入に向けた制度設計及び運用準備を進めた。

本市にとって初めての取組であることから、導入当初は担当部署及び学校現場における事務手続や運用面での混乱が懸念されたが、令和8年度の運用開始後は大きな混乱も生じておらず、制度はおおむね円滑に運用されている。また、学校からも良好な評価を得ている。

現在も関係部署による定例会議を開催し、情報共有及び課題の抽出を行うなど、業務の改善に努めている。今後は、制度導入による効果や学校現場の負担軽減の状況を検証するとともに、運用上の課題を整理し、より効率的かつ適切な施設管理体制の構築を図る必要がある。

ウ ふるさと創生人材育成基金事業

令和7年度の「ふるさと創生人材育成基金事業」については、新たに29件を認定し、修学を希望する学生に対し経済的支援を行った。

一方、奨学金返還金の滞納は23件、総額2,440,500円となっている。また、返還が困難であること等の理由により債権放棄を行ったものは3人、総額1,214,000円であった。今後は、返還者の状況を適切に把握し、早期の納付相談や計画的な返還

に向けた支援を行うとともに、適正な債権管理に努める必要がある。

また、令和7年度に本市に対して遺贈による寄附があり、寄附者から、「就学機会に恵まれない子どもたちのために活用してほしい」との意向が示されている。このため、寄附者の意思を尊重し、その趣旨に沿った活用方法を検討するとともに、奨学金助成事業の拡充について検討を進める。

併せて、「企業代理返還制度」等の周知を図り、奨学金返還者の経済的負担の軽減につなげるとともに、より多くの子どもたちが経済的な不安を抱えることなく、安心して学ぶことのできる環境の整備に努める。

2 学校教育課

(1) 担当課による自己点検

学校教育課では、不登校の児童生徒への対応及び「確かな学力」の定着・向上を重点課題として位置付けている。児童生徒の実態等を基に、学校の課題を明確にして、教育行政上の立場から目標値を設定し、その充実に努めた。

課題を抱える児童生徒への対応については、教育相談員・スクールカウンセラー（SC）による相談活動等の充実や他の児童生徒とふれあうことができる環境づくり、別室対応による居場所づくり等の支援の充実を図ってきた。また、学校と各関係機関との連携が図れるように、スクールソーシャルワーカー（SSW）が、児童生徒の不登校や問題行動等の課題に適切に対応するとともに、保護者や児童相談所、福祉機関等の関係機関との連携を密に行ってきた。併せて、学校において、心に届く相談活動を行っていくために、臨床心理に関して専門的な知識及び経験豊富な者をSCとして中学校区に配置し、生徒・保護者・教職員へのカウンセリングの充実を図っている。教育相談員が通室した児童生徒を受容するふれあい教室は、児童生徒・保護者・学校からのニーズに対応し、成果を上げている。

「確かな学力」の定着・向上については、学習者主体の授業の実現を目指した「授業充実の3ポイントを核とした『学力向上を目指す授業改善4つの方策』の徹底」による教員の授業力向上、指導方法改善を図ることに取り組んだ。特に、一単位時間の終末時の「確かめ・見届け」の充実に向け、毎時間の学習内容の定着及び教師による児童生徒の理解度の把握、発展・補充指導に取り組んだ。

また、家庭学習の習慣化と充実を図るために、基本的な生活習慣を基盤とした家庭学習の充実として、家庭学習マイゴールチャレンジを掲げ、各学校の実態に応じた取組を行っている。

(2) 各事業の主な成果と課題

ア 「あまみスクールソーシャルワーカー配置事業」について、コーディネーター 1 人を含む計 11 人の S S W により、児童生徒や保護者及び家庭環境への支援に取り組むことができた。学校だけでは対応の難しい家庭の状況の把握や、保護者に寄り添いながら思い等を把握することで、適切な対応や関係機関との調整を図ることができた。また、S S W が学校と連携しながら、家庭訪問等を含む児童生徒や家庭環境の支援に取り組むことで、教職員の負担軽減にもつながっている。

イ 「あまみスクールカウンセラー配置事業」について、スクールカウンセラー 1 人を名瀬中校区、金久中校区、朝日中校区、小宿中校区に配置し、課題を抱える児童生徒や保護者、教職員に対し、カウンセリング等の教育相談を実施することで心理的負担の軽減を図ることができた。また、学校での面談が難しい児童生徒や保護者には、学校外部（教育委員会相談室、ふれあい教室等）での教育相談にも応じ、年間の訪問回数等限られた条件（総数 55 回）でのカウンセリング活動ではあるが、計画的に充実した活動が図られており、職員研修等での活用もなされている。

ウ 「ふれあい教室相談員配置事業」について、登校に不安を抱える児童生徒が、2 人の教育相談員の支援の下、社会的自立を目的に、安心して学習や体験活動に取り組むことができています。他者との交流をとおして、自己理解や相互理解が深まり、自尊感情の高まりや他者との信頼関係の構築が図られつつある。その結果、定期的に登校できるようになった児童生徒も見られる。（児童生徒利用者数 26 人：小 10 人、中 16 人）

また、保護者や教職員からの相談等にもその都度対応を行っている。

エ 「鹿児島学力・学習状況度調査」について、本調査の結果を基に、本市の学力の分析を行い、取り組むべき課題を明確にしている。分析結果を管理職研修会や学力向上推進委員会等で、管理職や教員に説明し、各校で学力向上対策を図る際

の方向性を示した。また、各校の実態が異なるため、各校の具体的な対策状況を調査した上で、実態を把握し、学校の課題解決に向けての支援を行った。令和7年度については、小学校5年生の全ての教科で県平均を下回った。一方、中学校は、1年生が1教科、2年生が全教科で県平均を上回ることができた。県平均を下回った教科については、学習内容の定着に課題があるため、今後も「授業充実の3ポイントを核とした『学力向上を目指す授業改善4つの方策』の徹底」による授業改善に努めていく必要がある。そして、課題の解決に向けた取組を充実させる必要がある。

オ 「標準学力検査」について、全国との比較のもと、本市の教育水準を把握するとともに、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることにつながった。各校においても、成果や課題を明確にし、指導方法の改善が図られ、知能との相関も意識した個に応じた指導も充実してきている。令和7年度は、小学校において、2教科で偏差値平均 50 を下回った。また、中学校において、全教科で偏差値平均 50 を下回った。この結果から、UA（アンダーアチーバー）の割合や教科における指導の困難さ等を知ることができた。今後も、指導方法改善、個に応じた指導の充実に生かすために、本検査を継続していく必要がある。

カ 「一人一研究授業」について、目標を実施率 100%とし、教師一人一人の授業力向上を図ることができた。また、指導主事の派遣により、本市が目指す授業像「教師主導型、講義型の授業からの脱却を図った学習者主体の授業」を踏まえ、学校の研修内容と関連した授業になっているか等について指導・助言を行った。実施率 100%の実現に向け、学校全体で計画を立てたり、管理職から個別に指導したりするなどの取組を今後も継続していく。

キ 「指導主事派遣」について、学校の課題に応じた指導や助言を行うことによって、指導方法の改善や教職員の資質向上を図り、確実な学力の定着や積極的な生徒指導、特別支援教育、服務指導等に向けた学校の取組を支援した。

ク 「あまみ授業セミナー」について、市内の教職員の教科指導力を高めるため、鹿児島大学教育学部附属小学校・附属中学校の教諭を講師として招聘し、主体的な学びを実現する授業づくりの視点に立った研修会を行った。実際の授業の映像を見て議論したり、議論を基に指導案を作成して模擬授業を行ったりし、教職員の資質向上を図った。

ケ 小・中連携研修会「あまみっ子」ジョイントプランについて、各中学校区で小・中連携の取組が実施され、指導方法改善に対する意識が各学校において高まっている。特に、小・中学校で、児童生徒を主役とした授業を行うということを市全体で共通理解し、取り組んでいる。また、小・中学校で取り組む共通実践事項の設定等、各中学校区の実態に応じた小・中連携が充実してきている。

コ 「特別支援教育支援員配置事業」について、特別支援教育支援員を2園 16 校に 35 人を配置し、特別な支援を要する子供たちの困り感に寄り添い、自己肯定感や自己有用感を味わいながら学習できるようにした。特別な支援を要する園児、児童・生徒の増加に伴い、特別支援教育支援員の配置を希望する園・学校数も増加しているため、次年度の配置については、各学校からの実態報告と訪問を通じた実態把握を基に行い、より効果的配置になるように努めている。

3 学校給食センター

(1) 担当課による自己点検

奄美市立学校給食センターは、平成 30 年 9 月から供用開始となった。「学校給食衛生管理基準」を満たした施設で、安全安心でおいしい給食の提供のために「衛生管理の徹底」「食物アレルギー対応の充実」「災害に強い学校給食センター」「地場産品の積極的な活用」の 4 点を基本に掲げ、将来を担う子どもたちの笑顔のために、日々学校給食を提供している。

食育の推進等については、栄養教諭を中心に学校訪問を実施し、オンラインによるセンターからの給食技師の講話などにより食に関する指導を行った。また、学校給食週間において試食会等を実施するとともに、学校給食では郷土料理を取り入れ、地場産物を積極的に活用した。さらに、保護者向け LINE を活用し、その日の給食献立を写真付きで配信するなど、家庭への情報発信の充実を図り、食育の推進に努めた。

衛生管理、食物アレルギー対応及び災害時の対策については、学校給食法及び学校給食衛生管理基準に基づき、食中毒その他の事故の未然防止に万全を期すとともに、適切な施設の管理運営に努めている。

(2) 事業の主な成果と課題

ア 食に関する指導については、栄養教諭が中心となり学校からの依頼に基づき訪問により実施した。オンラインの活用により、給食センターから給食技師による講話や指導も併せて実施した。センター内の見学では、給食ができるまでの様子を見る学習も実施することができた。

イ 食育については、給食だよりや献立表を作成し各学校に配布し周知を図った。また保護者向け LINE により献立をリアルタイムで配信し、食に対する意識の向上と食育の推進に努めた。学校給食週間には、給食時間に視聴できる動画を作

成し、各クラスで活用できるよう配布した。

ウ 「学校給食センターの管理運営」について、学校給食センター運営委員会は書面会議を含め3回開催、また、学校給食担当者会は年2回開催し、給食費の算定方法の見直しや物価高騰対策による給食費の据え置きなど共通認識を図りながら、児童生徒への給食提供に努めた。

エ 施設管理として、前年度に実施した学校配置の牛乳保冷庫の年度更新は無かったが、今後も老朽化や故障等による優先順立により、給食提供に影響のないよう必要に応じて更新を図るものとする。

オ 衛生管理については、調理場における汚染区域と非汚染区域の区域毎で、手洗いと消毒の徹底を継続している。また、納入食材の細菌検査を学期に1回、調理機器の細菌検査を年1回行っている。腸内細菌検査は毎月2回、全職員を対象に実施している。

カ 食物アレルギー対応については、新1年生や新規で対応食を希望する保護者と面談を実施している。対応食の調理については、栄養教諭が作成する工程表を確認しながらアレルギー原因物質が混入しないようアレルギー対応食専用調理室で調理しており、配食については、個別に専用の食器を準備し受取チェック表を添えて、コンテナ室の担当者や学級担任に誤配がないようチェックをお願いしている。

キ 災害時の対策として、道路の寸断や学校給食センターが被害に遭い、給食の提供ができないことを想定し、各学校へ非常食の配備を行っている。

ク 地場産品の活用については、郷土料理を取り入れた給食を提供し、食育の推進及び食文化の継承に努めた。今後、地場産品の活用品目や使用量をさらに増やすことができないか、納入業者等と協議する必要があると考えている。

ケ 保護者負担の軽減策として、交付金等を活用し給食費単価の据え置きを継続し、給食費のコンビニ払いやインターネットでの口座引き落とし手続き等、納付しやすい環境づくりに努めた。

4 学び・スポーツ推進課

(1) 担当課による自己点検

[生涯学習分野]

生涯学習推進においては、「奄美市第2期教育振興基本計画（R3～R7）」で掲げる本市教育行政の基本方針「地域に根ざしたふるさと教育」に沿って、市民一人ひとりが、それぞれのニーズに応じた学習をあらゆる機会に、あらゆる場所で相互に学びあい、支えあい、高めあうとともに、その成果を社会に生かすことのできる生涯学習社会を形成し、文化に親しみ、奄美を愛し、奄美に誇りをもつ人づくりを目標に、特に下記ア～エの4つを施策の方向性として各事業を進めた。

ア 「お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進」

【①人権教育の充実】、【②体験活動の充実】、【③子どもの読書活動の推進】

イ 「未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進」

【①郷土教育の推進】

ウ 「地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進」

【①地域を支える次世代の人づくり】、【②地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり】、【③家庭教育力の向上】

エ 「生涯を通して学び活躍できる環境づくりと文化の振興」

【①生涯学習環境の充実】、【②文化芸術活動の促進】、【③地域文化の継承・発展】

[スポーツ推進分野]

次にスポーツ推進においては、同じく「奄美市第2期教育振興基本計画（R3～R7）」及び平成8年策定の「奄美スポーツアイランド構想」を基に各事業を進めた。（特に下記
の方向性に従い事業を推進する）

「生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興」

【①生涯スポーツの推進】、【②競技スポーツの振興】

(2) 各事業の主な成果と課題

〔生涯学習分野〕

ア 【①人権教育の充実】

公立幼稚園・こども園、小・中各校で実施している「家庭教育学級」において特に「人権」をテーマとした学習を実施し、家庭に向けての人権教育に取り組んだ。

【②体験活動の充実】

笠利地域教育課が実施している「群馬県みなかみ町青少年交流事業」を市全域から参加児童を募集することで、市内児童の事業参加機会の拡大を図った。今後も募集を市内全域を対象に事業展開し、他地域の子供たちとの交流の機会を広げたい。

【③子どもの読書活動の推進】

新聞社やラジオ局の協力のもと、7年度も継続して「あまみ子ども新聞・応援プロジェクト」を実施。毎月数名の児童・生徒の作文を新聞掲載し、ラジオでの朗読を実施した。事業をとおして、子供たちの豊かな心を育む環境・機会づくりに努めた。

イ 【①郷土教育の推進】

「奄美市まなびフェスタ」にて、小・中学生の島口による夢の発表を実施した。家庭教育に関する4つの運動の推進の一つとして、「シマウタ・シマグチ・美ら島運動」の充実に努めた。

ウ 【①地域を支える次世代の人づくり】

中高生によるボランティア活動をとおした地域貢献に取り組んでいるジュニア・リーダークラブ「TsuMuGi」の活動促進及び参加生徒の拡大に取り組んだ。

【②地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり】

警察や児童相談所、県や自治会、PTA の代表者など、関係機関と子供たちを取り巻く、社会状況の情報及び各団体の取り組み状況を共有し、また「愛の声かけ運動」を実施し、年間をとおして夜の補導活動に取り組んだ。

【③家庭教育力の向上】

子供の就学前に「子育て講座」を実施し、保護者の就学前の不安解消、また市PTA 連絡協議会では「メディアの適正利用に関するもの」「子どもの人権について」の研修を行うなど、地域全体で子供たちの安全・安心な環境づくりを目指した。

エ 【①生涯学習環境の充実】

市民の充実した生活環境づくりを目標に、生涯学習講座を開催。

【②文化芸術活動の促進】

「奄美市民文化祭」及び「奄美市美術展覧会」を文化協会や美術、書道協会及び写真愛好者団体等と協力し、市民の芸術及び文化活動が活発化することで、活力あるまちづくりに努めた。

また、高い芸術に触れる機会として、自主文化事業では、市民の芸術鑑賞機会の充実を図るために、劇団四季による「一般公演」及び「こころの劇場」開催等も実施した。

児童・生徒の活動推進としては、文化・芸術において、九州地区や全国大会などに出場する際の旅費に対し補助金を出すなどの活動支援を行った。

【③地域文化の継承・発展】

「伝統文化保存事業」として、各集落に残る伝統文化をDVDに収録し保存している。今後も DVD の、貸出機会の充実を図ることなどにより、地域文化の継承に資していく方向性である。

〔スポーツ推進分野〕

【①生涯スポーツの推進】

「市民総ぐるみスポーツ活動（市民体育祭ほか）の展開」を行った。第 18 回奄美市民体育祭及び第 59 回成人祝賀奄美市地区対抗駅伝競走大会を開催し、特に大きな事故等無く、滞りなく運営を行うことが出来た。

「社会体育施設並びに学校体育施設の開放及び利用促進」として、令和5年 10 月から奄美市公共施設 WEB 予約システムを導入し、運用したことにより、施設予約の簡易化が図られ、多くの市民がシステムの利用を行っており、適切に運用が行われている。一方で、現時点では予約対象が社会体育施設に限られており、学校体育施設については、従来どおり紙ベースでの予約申請が必要となっている。そのため、今後は多様な運用方法を検討しながら、さらなる利便性の向上を図っていく必要がある。

児童・生徒の活動推進としては、スポーツ活動において、九州地区や全国大会などに出場する際の旅費に対し補助金を出すことで活動支援を行った。

【②競技スポーツの振興】

「スポーツ合宿の充実・拡充」について、奄美スポーツアイランド協会を中心に受け入れを行っているスポーツ合宿は競技団体関係者から継続して一定の評価をいただいております。今後もより良い合宿環境を構築していきたい。近年のカソリン価格や人件費の値上がりにより、選手・関係者の送迎費用が懸念点となっているため、新たな送迎方法の検討や体制の再構築等を検討していく必要がある。

(参考) スポーツ合宿の団体数・実人数・延宿泊人数

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
団体数	82	78	69	72	93	94	89	101
実人数	1,466	948	730	883	1,359	1,335	1,290	1,415
延宿泊人数	12,068	9,196	8,033	8,764	13,013	14,200	14,331	17,966

※県内からの合宿は除く

「つなGo 奄美大島」については、世界選手権覇者（2003・2007）の棟田康幸氏を招いて柔道教室を行った。小中学生約 40 名が参加し、競技を楽しむと同時に技術面に関する貴重なアドバイスをもらう場面も見られた。今後も普段触れ合う機会の少ない国内トップアスリートと島の子供たちが交流する機会の創出に取り組む。

5 文化財課

(1) 担当課による自己点検

文化財課では、市内に所在する自然・歴史・文化に関する遺跡の調査研究や収集、文化財指定等を行うとともに、所有者のご理解とご協力を得ながら、文化財の整備・保存・活用に取り組んでいる。

大きく2つに分けて、当課所管の奄美博物館・歴史民俗資料館・宇宿貝塚史跡公園の施設維持管理及び展示内容等の充実を図る博物館業務と、国・県・市指定文化財の保護業務及び環境整備に取り組んできた。

展示公開・教育普及活動として、奄美博物館では下記のとおり行った。

令和7年度奄美博物館企画展「奄美景観遺産写真展」を開催し、3,068名が来館した。

奄美市市政施行20周年記念『奄美博物館へび展』を開催し、会期中に1,639名が来館した。

戦後80周年巡回展『80年前の奄美～太平洋戦争とシマの人々～』を大島5市町村共同で開催し、2,248名が来館した。

10万点を超える奄美博物館所蔵資料をデジタル化し、HPへの公開や教育普及等を目指す「奄美博物館デジタル・アーカイブ基盤整備事業」（令和6年度開始）については、令和7年度は約6,500点のフィルム写真のデジタル化を行った。また、奄美博物館が所蔵する自然史資料3,000点を収蔵資料データベースに公開した。

課題として、来館者も徐々に増えつつあるため、多種・多様なニーズに応えていく必要がある。

(2) 各事業の主な成果と課題

ア また、学校の授業の中でシマグチ伝承の講座等を実施するにあたり、その地域のシマ

グチ・文化伝承に精通した方々を講師として招聘し、その支援を行った。

イ 「宇宿貝塚史跡公園管理・運営事業」について、令和7年8月1日～令和8年4月21日までリニューアルのため休館したことから、入館者目標値 1,500 人に対し、実績値は 1,059 人となった。

7 年度において、プロジェクト推進課と共同事業で宇宿貝塚史跡公園施設内のリニューアルを図り、観光・教育・環境分野も含めた拠点施設を目指して整備を行った。

令和8年2月に、文化財保護審議員及び運営委員に対し、リニューアルを実施した宇宿貝塚史跡公園の視察を行った。

ウ 「奄美博物館管理・運営事業」について、入館者数目標値 10,000 人に対し、実績値は 13,868 人、達成率は 138.7%であった。

国指定天然記念物のアマミノクロウサギを含め、哺乳類・鳥類・爬虫類の剥製標本や骨格標本を7体製作した。国内の他の博物館や関連機関と協力して死亡個体の相互提供を実施した。

エ 奄美博物館において、奄美の自然・歴史・文化に関する講座を 13 回（478 人）行った。体験学習会として、親子自然体験会（1 回：43 人）、夜間いきもの観察会（2 回：39 人）、シマ歩きイベント（2 回：38 人）等を開催した。

島内各地の小中学校・高校や各種団体への出前授業を 29 回（1,378 人）開催するとともに、大阪万博で行われた世界自然遺産に関するイベントや、日本全国の博物館や水族館で開催された講演会において講演をするなど、島内外の多くの方々に啓発普及を行った。

中学性の職場体験学習（住用中及び龍北中）や地域貢献研修（伊津部小学校）の受け入れを行った。

方言の日イベントとして、『シマグチむんかたり〜シマグチで奄美のむかし話を聞こう！〜』（51人）開催し、方言の保存や普及に向けた啓発活動に取り組んだ。

美大島の自然・歴史・文化の情報発信を目的とした奄美旧暦行事カレンダーは、A4版を3,500部、A3版を900部作成し、島内外へ販売するほか、関係機関やふるさと納税返礼品として無償配布を行った。

また、「古文書解読自主講座」及び「古文書サークル」は、月2回ずつ開催され、資料提供などの支援を行った。

オ 「歴史民俗資料館管理・運営事業」について、入館者数目標値2,000人に対し、実績値は2,650人、達成率は132.5%であった。

開館から40年以上が経過し、老朽化・経年劣化が進んでおり、笠利支所を含め今後の施設のあり方について検討すべきだと思われる。

カ 「文化財保護事業」について、開発計画及び行為に対して協議・調整を行った（埋蔵文化財に係る照会と調整：32件、天然記念物に係る照会と調整：32件）。

周知の埋蔵文化財包蔵地「万屋グスク遺跡」の隣接地の照会があり、試掘調査を行ったところ、照会地の一部に埋蔵文化財が分布している事実が確認された。

キ 「ふるさと納税活用事業」を活用して、令和6年度に奄美市指定文化財になった「青久の防波壁」の文化財案内説明版の整備を行った。

ク 令和元年度に策定した史跡小湊フワガネク遺跡保存活用計画に基づき、普及啓発を目的とした夜光貝アクセサリー講座を開催実施（1回：58名）した。
また、遺跡の普及啓発用の小冊子を刊行した。

○亀美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱

平成20年9月26日教育委員会告示第2号

改正

令和3年5月21日教委告示第7号

亀美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が事務の管理及び執行の状況について、自ら実施する点検及び評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価の基本的な在り方)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、的確にその施策効果を把握し、その目的又は目標に照らして、必要性、有効性、効率性、公平性の観点その他当該施策の特性に応じて必要な観点から点検及び評価を行い、その評価の結果を当該施策に適切に反映させるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定に基づく点検及び評価の実施に当たっては、客観的な実施の確保を図るため、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する。

3 前項に規定する学識経験を有する者の知見の活用を図るため、亀美市教育行政評価会議を設置するものとし、必要な事項は、別に定める。

(評価の基本的な事項)

第3条 教育委員会は、点検及び評価の実施に当たり、次に掲げる事項を協議し、決定する。

- (1) 点検及び評価の対象に関すること。
- (2) 点検及び評価の実施方法に関すること。

- (3) 点検及び評価の対応方針等の決定（以下「結果」という。）に関する事。
- (4) 点検及び評価の結果の施策への反映に関する事。
- (5) 点検及び評価の結果の公表に関する事。
- (6) その他点検及び評価の実施に関し必要な事。

（報告書の作成及び公表）

第4条 教育委員会は、点検及び評価を行ったときは、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により作成した報告書を議会に提出するとともに、公表するものとする。

（市民の意見及びその反映等）

第5条 教育委員会は、公表した報告書について市民から意見があった場合には、施策又は点検及び評価に適切に反映させるように努めるものとする。

（点検及び評価の改善の検討）

第6条 教育委員会は、毎年度、点検及び評価の在り方について検証を行い、その課題を把握し、その改善について検討を行うものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（令和3年5月21日教委告示第7号）

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

○奄美市教育行政評価会議設置要領

平成20年9月26日教育委員会告示第3号

改正

令和3年5月21日教委告示第4号

奄美市教育行政評価会議設置要領

(趣旨)

第1条 奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱(平成20年奄美市教育委員会告示第2号)

第2条第3項に規定する奄美市教育行政評価会議(以下「評価会議」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 評価会議は、教育委員会の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 教育委員会の点検及び評価の方法に関すること。
- (2) 教育委員会の担当者が実施した点検及び評価の一次評価に関すること。
- (3) その他教育委員会の点検及び評価に関し、必要と認めること。

(組織)

第3条 評価会議は、6人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、教育委員会が委嘱してから点検及び評価の結果を公表するまでの間とする。
- 4 評価会議に会長を置き、委員の互選により、これを定める。
- 5 会長は、評価会議の会務を総理し、評価会議を代表する。
- 6 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会長は、必要があると認めたときは、関係職員その他会長が適当と認める者を会議に出席させ、関係事項について説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 評価会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、評価会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（令和3年5月21日教委告示第4号）

この要領は、令和3年5月21日から施行する。